

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

告示

岐阜県告示第四百六十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ(四フルオロベンジル)一Hインダゾール三カルボキサミド
- 三 メチルプタノアイト及びその塩類(通称EMB FUBINACA A)
- 2 N(一アミノ一オキソ三フェニルプロパンニイル)一(シクロヘキシルメチル)一Hインダゾール三カルボキサミド及びその塩類(通称APP CHMINACA、PX三)
- 3 三メトキシニ(メチルアミノ)一(四メチルフェニル)プロパン
- 一 オン及びその塩類(通称Mexedrone、四MMC OMe)
- 二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十八年八月二十五日

平成二十八年八月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社